

## 第 3 章

### ミャンマーにおける「法の支配」—憲法廷の機能を中心に

山田 美和

#### 要約：

本稿では、ミャンマーの発展の重要な課題である「法の支配」について、2008 年憲法で設置された憲法廷の役割に焦点をあてて論じる。

「法の支配」の確立には、立法機能の強化のみならず、それを法に則ってどう執行するかという行政の機能、そしてかかる機能が法に合致しているか否かを判断する司法の機能がある。現体制になり勢いをます国会の動きは、他の機能と均衡がとれたものでなければならず、それは司法の独立にある。国会による憲法廷メンバーの弾劾が司法の独立にとって何を意味するのか、将来のミャンマーの司法のありかたを問う。

キーワード：法の支配、憲法、司法、立法、違憲審査

#### はじめに

ミャンマーの国家体制の重要な課題として三権分立がある。2014 年 2 月中旬ミャンマーの人権状況にかんする特別報告者であるトーマス・キンタナ氏が彼の 6 年間の任期の最後となるミャンマー訪問をした。訪問先には、ロヒンギャ住民に対する人権侵害が問題視されるラカイン州、いまだ停戦合意に至らず戦闘による住民への重大な人権侵害が続くカチン州、住民が反対しているレッパダウン銅山鉱区、日本の ODA 支援と民間投資の対象であるティラワ特別経済特区が含まれた。これらの具体的な問題を長期的に解決し、ミャンマーにおける人権保障の実現に必要なものは「法の支配」である。キンタナ氏は、「法の支配」を司るべき司法機関を訪問して、彼が強調したのは何よりも司法の独立である。本稿では、2008 年憲法でミャンマー法制史上初めて設置された、憲法廷 (Constitutional Tribunal of

the Union) に焦点をあてて、その機能と現状を記し、ミャンマーにおける「法の支配」の要となるべき司法の独立の課題について論じる。

## 1. ミャンマーにおける議会の動き

2011 年 3 月末の体制移管以降ミャンマーにおいて多くの法律が成立している。ミャンマーの法体系は複雑で、王朝時代からの慣習法、英国統治下期に導入された法、ビルマ式社会主義時代に制定された法、そして現在への体制移管直前まで、タンシュエ SPDC 議長の署名で公布・施行されていた法が混在する。体制移管以降は、2008 年憲法にもとづき立法権は国会にあり、ミャンマーにおける立法は国会による法案審議と採決により成立するようになった。

ミャンマーにおける法案審議手続きの流れは、内閣もしくは議員から法案が提出され、人民院もしくは民族院で先に審議され採決される。その後、もう一方の議院において同様に審議され採決される。両院の採決が分かれた場合は、両院合同法案委員会によって協議を行い、その後、両院を合わせて連邦議会において審議・採決される。法案は大統領に送られ、大統領が署名する。もし大統領が 15 日以内に拒否すれば、再び合同法案委員会で再度修正もありうる。15 日過ぎて大統領が何らアクションをとらなければ自動的に法律は成立する。大統領に法案拒否権はない。法案は、予算、税制、国家計画にかかる法案は、連邦議会に提出されるが、それ以外の事項は人民議院、民族議院のいずれから提出されてもよい。

所轄省庁からの提出法案は、司法長官府で憲法および既存の法律との整合性がチェックされ修正案が出される。担当省庁はその修正案に従って法案を修正し、大統領府にあげそこで検討された結果、内閣で法案を承認する。承認された法案を担当省庁が議会に提出し、両院で審議される。

2010 年秋の総選挙の結果によって体制翼賛政党である USDP が議席の過半数を占めかつ四分の一の議席が軍人議員に充当されている国会は、当初は大統領のラバースタンプに過ぎないだろうと予想されていた。しかし 2012 年 11 月にようやく成立した外国投資法をめぐる数ヶ月にわたる国会審議にみるように、外資に対して開放的な政府法案に対し、国会は国内資本の権益を保護するよう法案修正を求める保守的抵抗をみせた。同年 9 月には、国会が設置した委員会は連邦レベルであるか否かについて大統領が憲法廷に憲法解釈を求めたところ、連邦レベルではないという憲法廷の決定に不満を抱いた国会は憲法廷メンバー全員を弾劾する手続きを断行した。国会は大統領のラバースタンプどころか、拮抗する姿勢を見せている。

国会議員の立法への意欲は非常に高く、法務・特別問題査定評議会のメンバーによれば、政府機関が提出する法案は政府機関の権力をいかに大きくするかという法案であり、過去の法律はすべて見直す必要があるという。たとえば、2005 年に制定された反人身取

引法は、司法長官府が作成した法律であるので、同法に規定されている特別機関に権限を持たせた結果、僅かな事件しか司法手続きに上がってこないという。2008 年憲法にもとづく議員立法については司法長官府の関与はないが、法案委員会から求められれば助言をすることもある。

議院における審議の円滑化し、各分野における法案の審議を行なう委員会が設置されている。表 1 は、人民議院に設置された委員会である。

表 1 人民議院下の委員会

常設委員会（憲法 115 条(a)に規定）

法案委員会

会計委員会

議会権利委員会

政府保証・誓約・義務審査委員会

その他時限設置委員会（憲法 115 条（c）にもとづく）

市民の基本的権利・民主主義・人権委員会

民族問題・地域開発・国内平和回復委員会

銀行・金融発展委員会

計画・財政発展委員会

農民・労働者・青年問題委員会

外交委員会

経済・貿易開発委員会

運輸・通信・建設開発委員会

スポーツ・文化・広報発展委員会

農業・畜産・漁業開発委員会

投資・産業発展委員会

資源・環境保全委員会

保健開発委員会

教育開発委員会

法の支配・安定委員会

司法・法的問題・不服・請願委員会

公共問題管理委員会

人口・社会開発委員会

改革・開発進展評価委員会

法務・特別問題査定評議会

（出所）人民議院事務局の資料より。

各委員会が、どの法案を審議するか、どのような活動を行なうかは、人民議院議長が決定する。ひとつの法案が複数の委員会において審議される場合もあるが、必ず主となる委員会が定められる。人民議院事務局には、事務管理部門、セッション・委員会担当部門および調査・国際部門の三つがあり、セッション・委員会担当部門がさらに三つに分かれて、それぞれ 8 委員会ずつ担当している。セッション・委員会担当部門は、議会の質疑応答のアレンジや準備をおこなう。

人民議院は、議長が壇上の正面に座り、それに向かい合うように扇形に議員 422 名が座る。議長に向かい右手は四分の一の議席を占める軍人が座る。会期中は隣接する事務局に、常時モニターが流れ、議員の要請に応えるべくスタッフが待機している。セッション後は、各委員会の活動が行なわれる。

## 2. 憲法廷の役割

憲法廷にかんする規定は、憲法の司法の章のなかの最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、軍法廷の規定のあとに定められている。その機能は、第 322 条に定められており、それは、憲法 443 条にもとづきつくられた憲法廷法（SPDC Law No. 21/2010）に定められている。その機能と任務は、表 2 のとおりである。

憲法廷は長官を含む 9 名で構成され、大統領、人民院、民族院により各 3 名が指名される。長官は旧憲法廷法では大統領に単独の指名権があったが、修正法では両院との協議が規定された。

憲法廷への事案の提出権は、大統領、連邦議会議長、両院議長、最高裁長官、連邦選挙コミッション議長、管区および州の大臣、管区および州議会議長、自治地域・区議会議長、人民院もしくは民族院の 10% 以上の議員がもつ。国民に直接の提出権はない。

## 3. 議院内の委員会の法的地位にかんする憲法判断

2012 年 2 月大統領は憲法廷に、国会が設置した委員会の法的地位について判断を求めた。「各院で設置された委員会、評議会や機関を連邦レベルとみなす解釈は合憲か否か。」— 2008 年憲法第 322 条によって憲法廷は憲法の解釈問題を判断する権限を有し、第 325 条(a)にもとづき大統領はその判断を求めた。その背景には、人民院と民族院には憲法に明記された四つの委員会の他に、各々 20 を超える委員会が次々と設置されていた。2012 年 3 月に下された憲法廷の判断は、憲法上における連邦レベルの組織とは大統領に任命され国会が承認した組織であり、国会が設置した委員会や評議会が連邦レベルであるとの解釈は違憲

であるとした。それに対して議会は、かかる判断は大臣を召喚する国会の権限を制限するものであると反発した。国会が設置した委員会や評議会が連邦レベルではないということは、連邦レベルである政府機関を審査する国会の権限を奪うものであり、立法府の行政府に対するチェック機能を骨抜きにするものであると主張した。翌 4 月には 191 名の議員が大統領に憲法廷の判断について抗議するも大統領は静観したままであった。憲法廷にはその判断を撤回するよう下院議員 301 名が請願書に署名をした。そして国会は、憲法廷メンバーは重大に誤った憲法解釈をしたことによってその法的役割に違反したとして、憲法第 334 条にもとづきの憲法廷メンバーの弾劾手続きを開始。同年 9 月民族院での採決、続く人民院で採決の直後に憲法廷メンバー全員が辞任した。

国会自体に憲法廷の判断を覆す権限はない。2008 年憲法は憲法廷の判断は最終で終局的であると規定する。憲法廷の判断は一回きりであり、三審制のように控訴や上告はない。判断を覆せないならば、憲法廷メンバーを挿げ替えるしかないと国会は弾劾という刀を振り上げた。憲法廷メンバーを弾劾する理由として、「違反行為」（憲法第 334 条(a)(iii)）「任務の非効率な遂行」（同条(a)(v)）が挙げられたが、当時の憲法廷メンバーがこれらに該当する行為をしたのかは明確ではない。国会が設置する委員会について憲法の規定は明確ではなく、憲法廷が意図的にかかる結論を導くために憲法解釈を誤った証拠はない。国会側の主張としては憲法廷メンバーはテインセイン大統領の代理人にすぎないというが、憲法廷がそれまでに行なってきた判断は大統領・連邦政府よりの判断では決してない。それに憲法廷メンバー 9 人のうち大統領指名による者は 3 人だけであり、残り 3 人は人民院、3 人は民族院が選出した者である。憲法廷メンバーの弾劾は数か月間続いた憲法廷の役割をめぐる大統領と国会の確執にひとつの決着をつけるものであった。要は政治力の争いのひとつの表出に過ぎないという評価と同時に、憲法廷の判断に満足しない国会が憲法廷のメンバー全員を弾劾するという、ミャンマー司法の独立にとって危険な前例がつくられたといえよう。

#### 4. 議会による憲法廷法の修正

国会は、憲法廷メンバーの弾劾にとどまらず、憲法廷のあり方を規定する憲法廷法そのものを修正するという立法権を行使した。そもそも憲法廷法は、2008 年憲法第 443 条「憲法が施行される前に、SPDC がおこなう準備作業は憲法に合致しておこなわれたものとする」という規定に拠って、2010 年 SPDC Law No.21/2010 として 2010 年 10 月 28 日に制定されたものであった。2008 年憲法、旧憲法廷法および修正された憲法廷法の対照は、表 2 のとおりである。

表 2 憲法廷にかかる憲法規定、旧憲法廷法および修正法の対照

憲法規定	(旧) 憲法廷法	憲法廷法 (修正後)
<p>第 321 条 憲法廷の構成                      大統領、人民代表院議長および民族代表院議長は、それぞれ 3 名を選び、大統領は選ばれた合計 9 名のリストおよびその中から憲法廷長官に指名する者の名前を連邦議会に提出し承認される。</p>	<p>第 6 条                      大統領、人民代表院議長および民族代表院議長は、それぞれ 3 名を選び、大統領は選ばれた合計 9 名のリストおよびその中から憲法廷長官に指名する者の名前を連邦議会に提出し承認される。</p>	<p>第 6 条                      大統領、人民代表院議長および民族代表院議長は、それぞれ 3 名を選び、大統領は選ばれた合計 9 名のリストを提出する。その中から、人民代表院議長および民族代表院議長との協議により、憲法廷長官が指名され、連邦議会に提出され承認される。</p>
<p>第 322 条 憲法廷の任務                      (a) 憲法規定の解釈                      (b) 連邦議会、管区議会、州議会もしくは自治地域・区が制定した法律の違憲審査                      (c) 連邦、管区、州および自治区の行政措置の違憲審査                      (d) 連邦と管区、連邦と州、管区と州、州間、管区間、州と自治区、管区と自治区、自治区間の憲法上の争いについての判断                      (e) 連邦、管区、州または自治区がそれぞれの法を執行するにあたり、権利および義務にかんして発生する争いについての判断</p>	<p>第 12 条 憲法廷の任務                      (a) 憲法規定の解釈                      (b) 連邦議会、管区議会、州議会もしくは自治地域・区が制定した法律の違憲審査                      (c) 連邦、管区、州および自治区の行政措置の違憲審査                      (d) 連邦と管区、連邦と州、管区と州、州間、管区間、州と自治区、管区と自治区、自治区間の憲法上の争いについての判断                      (e) 連邦、管区、州または自治区がそれぞれの法を執行するにあたり、権利および義務にかんして発生する争いについての判断</p>	<p>第 12 条 (i) を追加</p>

(f) 連邦領にかんして大統領から通知された事項にかんする審査および判断

(g) 連邦議会によって制定された法律によって付与された機能と任務

(f) 連邦領にかんして大統領から通知された事項にかんする審査および判断

(h) 連邦議会によって制定された法律によって付与された機能と任務を執行すること

### 第 323 条 憲法廷の決定の効力

他の裁判所で法律の違憲性にかんする争いが提訴された場合、かかる事項にかんし憲法廷が判断がなされていない場合は、当該裁判所は審理を中断し、規定された手続きに則って憲法廷に意見を提出し採決を得る。かかる争いにかんし、憲法廷の判断はすべての事案に適用される。

(g) 憲法第 323 条および本法第 17 条にもとづいて係属中の裁判にかんして判断する。

### 第 17 条

他の裁判所で法律の違憲性にかんする争いが提訴された場合、かかる事項にかんし憲法廷が判断がなされていない場合は、当該裁判所は審理を中断し自らの意見をそえて最高裁長官に提出すること。最高裁長官は自らの意見をそえ憲法廷に提出する。

(i) 憲法廷メンバーはその任務に関して、自らを選出した大統領、人民代表院議長または民族代表院議長に

対して報告しなければならない。

第 324 条  
憲法廷の決定は終局的であり確定的である。

第 23 条  
憲法廷の決定は終局的であり確定的である。

第 24 条  
第 12 条 (g) にもとづいてある裁判所から提出された事項に関する判断はすべての事案に適用される。

第 25 条  
憲法廷の決定は、関連する政府省庁、機関および人、または各管区に効力がおよび。

第 24 条（条文番号変更）  
第 23 条に従ってなされた憲法廷の決定は終局的である。

第 23 条（条文番号変更）

削除

（出所） 2008 年憲法、憲法廷法および修正法より筆者作成。

2013 年 1 月 21 日に公布された憲法廷法の修正は、第一に憲法廷長の指名権を大統領から国会議長に移した。旧法第 6 条は、憲法廷メンバーを大統領、人民院議長、民族院議長が各々 3 名を選出し、大統領が合計 9 名のリストの中から憲法廷長を指名し国会の承認を得ると規定していた。修正法ではかかるリストの中から 1 名が、人民院議長および民族院議長の協議により憲法廷長として指名され、国会によって承認されるとした。

第二の修正点は、憲法廷法の機能と任務として国会への報告義務が課せられた。憲法廷法第 12 条には憲法廷の任務として、(a)憲法規定の解釈 (b)法律の違憲審査 (c)行政措置の違憲審査 (d)連邦と管区、連邦と州、管区と州、州間、管区間、州と自治区、管区と自治区、自治区間の憲法上の争いの判断(e)連邦、管区、州または自治区が各々の法を執行するにあたり、権利および義務について発生する争いの判断(f)連邦領について大統領から通知された事項の審査および判断 (g)他の裁判所で法律の違憲性にかんする争いが提訴された場合、かかる事項について憲法廷の判断がなされていない場合、当該裁判所は審理を中断し憲法廷に意見を提出し決定を得ること (h)国会が制定する法律に規定された機能と任務を果たすことが列挙されている。これらの規定は憲法第 322 条および第 323 条の規定に倣っている。修正法は、それに(i)として「憲法廷メンバーはその任務に関して、自



らを選出した大統領、人民院議長または民族院議長に対して報告しなければならない」という規定を加えた。

第三に、憲法廷の判断の拘束力について修正をおこなった。憲法廷の決定の効力について、旧法は第二三条において「憲法廷の決定は終局的で結論的である」と規定し、第 24 条で「第 12 条(g)によってある裁判所から提出された事項にかんする決定は拘束力をもつ」と規定し、第 25 条では「憲法廷の決定は関連する政府省庁、機関、人々もしくは各管区に効力が及ぶ」と規定する。当該 23 条は、憲法第 324 条の規定そのものと同じであり、第 24 条は憲法第 323 条に倣ったものである。修正法では、まず旧法第 23 条と第 24 条の条文番号を入れ替えた上で、新しい第 24 条の文言を「第 23 条に従ってなされた憲法廷の決定は終局的である」とし、旧法第 25 条を削除した。これは、憲法廷の機能と役割に重大な変化をもたらすものであり、憲法廷の存在意義さえも危ぶまれる修正といえる。憲法廷の決定が終局的である場合を、修正法第 23 条の場合すなわちある裁判所から提出された事項にかんする決定のみに限り、拘束力をもつという明文は削られた。旧法第 25 条を削除することにより、憲法廷の効力を否定した。旧法第 25 条の文言は憲法にはないため、その削除は憲法自体に抵触するとはいえない。しかし、「憲法廷の決定は終局的で結論的である」という憲法規定は、修正法によって歪曲された。テインセイン大統領はかかる修正案を採決しようとする国会に対し、このような修正ではなく、憲法廷の役割を規定した憲法の該当規定を改正することを提案したが、国会は同意しなかった。国会は、憲法廷法を修正することによって憲法廷による決定の効力を否定した。これは結果的に憲法自体の規定を否定したことに等しい。新法は議会に憲法廷長の指名権を与え、さらには議会に対する報告義務までも課した。これは憲法廷の独立性に影響するものである。

翌日の *New Light of Myanmar* 紙でテインセイン大統領は、修正法案にやむなく同意をしたが、この修正法は憲法廷の管轄権を損ねると強調した。そして当該法の合憲性を判断するかどうかは憲法廷次第だと述べた。しかしその後憲法廷にかかる判断を求める者はない。

2013 年 2 月 25 日憲法廷の新しいメンバーが任命された（大統領府令 No.12/2013）。そのメンバーは表 3 に示した。修正された憲法廷法第六条にもとづき、人民院議長が指名したミャテイン（元最高裁判所事務局長）が憲法廷長として議会承認された。現政権下における憲法廷第二次メンバーはミャテイン憲法廷長の他は裁判所出身者はいない。

表 3 現憲法廷メンバー

大統領指名	ミンウイン（元司法長官府 DDG） タンチョウ（大統領法律顧問） フラミョーヌウェ（外務省 DDG）
下院指名	ミャテイン（元最高裁判所事務局）

長)

ミャテイン（弁護士）

ミンルウィン（弁護士）

上院指名 ティンミン（元司法長官府 DG）  
チンサン（元司法長官府 DDG）  
ミョーチツ（元司法長官府 D）

（出所） 憲法廷より。

憲法第 335 条は憲法廷の任期を議会と同様に 5 年間と規定する。ただし大統領が新しい憲法廷を形成するまでは旧憲法廷は機能を継続する。当該規定から憲法廷は政治任用であり、大統領色が色濃く反映されるものと想定されていた。当時の軍事政権は政権運営において憲法廷による自らの正統性の確保を企図していたと思われる。

#### 5. 2008 年憲法における憲法廷新設の意義

そもそもミャンマーの 2008 年憲法で新設された憲法廷の司法権は、その独立性が守られるべき役割を担うものであるのか。ミャンマーの司法制度史上、憲法判断を専権管轄とする司法機関は存在しなかったし、1988 年以降憲法自体が停止されていた。憲法判断とはこれまでのミャンマー司法が経験したことの無い役割なのである。憲法第 335 条は、憲法廷の任期を議会と同様に五年間と規定する。当該規定から憲法廷は政治任用であり、大統領色が色濃く反映されると想定されていた。軍事政権からの体制移管は、2008 年憲法をもっていかに権力分配をするかということであり、その憲法維持のために憲法廷はつくられた。

振り返れば 2008 年憲法は、2008 年 5 月サイクロンによる未曾有の被害に見舞われた直後に国際社会からの批判にもかかわらず軍政によって断行された国民投票によって、投票資格を持つ 27,288,827 人のうち 92.48%の同意を得たものとされている（2008 年 5 月 26 日付国民投票評議会告知 No.12/2008）。その憲法は軍政お手盛りの憲法制定会議で起草されたものであり、国民は 457 条にも及ぶ条文の内容を理解しないまま投票を強いられた。同憲法にもとづく 2010 年 10 月の選挙は、アウンサンスーチーは軟禁されたまま NLD の参加はなく、国際的な選挙監視団の入国は認められず、軍政の翼賛政党である USDP の圧倒的勝利で終わった。議会の議席の 4 分の 1 は 2008 年憲法規定によって軍人議員に確保されている。つまりは憲法廷の根拠である 2008 年憲法自体も、憲法廷のメンバーを弾劾し、憲法違反と解釈されうる修正を断行した議会も、その正統性についていまだ挑戦を受け続けている。

しかし、憲法廷の設立経緯がどうであれ、国会がその意に沿わない憲法廷の決定を違反

行為としてメンバーを弾劾するのは法的論理に則っているとは言い難い。議会や法の支配という器や詭弁を弄しての権力争いに憲法廷が使われたとすれば、ミャンマー司法の独立にとって危険な前例がつけられたといえよう。

昨年 9 月に筆者が憲法廷を訪問した際、憲法廷長はこう話してくれた。「軍政時代には立法、行政、司法の三権すべてが軍に掌握されていた。我々は、法の支配、民主主義をめざして現憲法をつくり、法の支配を保障するしくみとして憲法廷をつくった。」一何憲法廷の管轄とするかミャンマー司法は手探りの状態にある。法の支配、民主主義を標榜するひとつのデモンストレーションとしての憲法廷という器が息吹を吹き込まれるのか否かは、まさに今大きなうねりとなっている憲法改正のゆくえにかかっている。

議会は 2013 年 7 月 25 日付告知(Notification No. 41/2013)をもって憲法見直し合同委員会を設置し、その目的、任期、任務、権限、手続きおよび権利は、トラシュエマン議長に署名された告知(Notification No. 53/2013)で明らかにされた。合同委員会のメンバーは委員長以下 109 名のメンバーで、うち USDP 議員 52 名、軍人議員 25 名、NLD 議員 7 名ほか少数民族政党の議員から成る。その委員会の目的は下記のとおりである。

目的：(a) ミャンマー連邦共和国の永劫、安定および発展を保障する憲法をつくること (b) 民族間の国民和解を醸成することにより永続する平和を追求すること (c) 国家および国民によって進められている民主化プロセスの速度を維持すること

合同委員会の任期：議会への報告書提出まで

合同委員会の任務：

- (a) 本国の歴史的背景、現在の政治的、経済的および社会的現実、国民の政治的成熟度、国民和解、法の支配および安定性を考慮したうえで憲法を見直す。
- (b) 国家に資するかつ国民が望む規定の見直しを無益で議論の多い規定よりも優先する。
- (c) 2008 年憲法規定で現実には効力をもたない規定を議会に報告する
- (d) 行政制度の民主化に焦点を合わせる
- (e) 信頼できる司法制度の現出を促すことに焦点を合わせる
- (f) 憲法の各章について報告書を議会に提出する
- (g) 議会が会期中でなければ報告書は国会議長に提出される
- (h) 合同委員会による見直しおよび調査結果は議会提出までは非公開とする。委員会は詳細な議事録を記録し承認する。議事録は配布されない。
- (i) 合同委員会は 2013 年 12 月 31 日までに議会に対し報告書を提出する。
- (j) 任期終了時に合同委員会は、議論、評価、発表、決定および報告の書類や記録の一切を議会に引き渡す

合同委員会の権限：

- (a) 合同委員会は憲法の見直しおよび評価のために必要なワーキング委員会及びチームを編成する権限を有する

- (b) 合同委員会委員長は委員会を適宜招集する
- (c) 合同委員会のメンバーは、他の組織に影響を与えない限りにおいて言論の自由を有し、法的懲罰から免責される
- (d) 合同委員会は過半数のメンバーの出席をもって定足数とする
- (e) 合同委員会の決定は出席しているメンバーの過半数の賛成による
- (f) 合同委員会はすべての省庁からその作業に必要な文書の写しを要求できる
- (g) 合同委員会は告知(Notification No. 41/2013)に記載されている個人、組織および省庁に助言を求めることができる

合同委員会の手続き：

- (a) 合同委員会はその中で小グループに分かれ、各グループが 2008 年憲法の特定の規定について見直し評価をまとめる
- (b) 各小グループの評価は合同委員会において他のグループによって議論される。
- (c) 合同委員会における包括的議論のあと、過半数をもって承認された報告書は規定毎に議会に提出される

合同委員会の権利：

- (a) 合同委員会のメンバーは国会議員と同じ権利を有する
- (b) 合同委員会は規則に従いその事務所、会議場、スタッフ、事務設備、交通手段および手当を有する。
- (c) 合同委員会は要請が満たされるよう国会議長に対し報告し要請する。

合同委員会が 10 月から行政、司法、立法機関や正当、市民グループおよび個人から憲法修正にかんする提言を募ったところ、2013 年 12 月末までに 32 万通の提言を受けとったという。その中には、憲法第 1 章の連邦の基本原則の修正を求めるもの、すなわち基本原則は国名を定めた規定から始まり、三権分立、軍隊の軍事に関する独立性、国家の目標や個人の権利、市場経済など多様な規定を包含する。

おわりに

現在合同委員会により憲法改正提案にかかる報告書が作成されているなか、憲法廷の役割が今後どのように議論されていくのか注視する必要がある。憲法廷にかんしては、法学者や議会関係者などから懐疑的に見る。そもそも憲法廷はインドネシア憲法を模倣したものにすぎないとの意見もきかれる。憲法廷の判断はメンバーの過半数をもって決まる。両院による指名者が 6 名で過半数を超えており、かつ修正法により議長は両院の協議による指名となれば、議会の影響力が大きいことは容易にみてとれる。2008 年憲法下の憲法廷が、軍事政権からの体制移管、すなわち 2008 年憲法をもつての権力分配を維持するためにつくられたのだとすれば、それは近い将来にその役割を終えることになるだろう。憲法改

正によって、民主国家として堅持すべき憲法が制定されたとき、憲法廷は本来の役割を發揮することになるのであろうか。現体制から次期体制への移行において、憲法廷がどう位置づけられるか、そして憲法廷がどのような役割を担うかは、ミャンマーの国家のありかたそのものである。